

十九八七	六五四	三二一	○基年財務省告示第四十 ヶ国債き、平成三十 年債の発行条件二件 平成三十一年二月八 月等を次のとおり告 示する。	
初利發發期率行行利 子格	振額最低額面金 替単位	用振等項及法の適 の發行の根柢 の法律及條項の適 號名稱及び記	個人向 け利付國庫債券 （固定・ 三十一年）（第 九回）（第 九十一回）（第 四十五回）（第 四十六回）	
金と平年額平す額の振 額し成〇面成るの記替 を、三・金三。整載法 支次十〇額十年 払の年五百 う算七パ円一 式月一に月 たに十セつ十 だより五ンき五 しり算を百日 支出支 払し払 期た期	一百四十 万円 数又は規 倍は規定 の金額によ る最振替 によるも低額 ものと金簿	額の定義 下「振替法」と の適用を受ける ものとし、そ の規	社債、株式等の振替 機関は日本銀行 とする。その規 律（平成十三年法律 第七十五号） （平成十九年法律 第一項）（平成 三十一年）（第 九回）（第 九十一回）（第 四十五回）（第 四十六回）	財務大臣 麻生太郎

十一  
一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
九  
十  
十一  
十二  
十三  
十四  
十五  
十六

の 中 払 払 償 償  
取 途 込 込 還 還  
扱 換 場 期 金 期  
い 金 所 日 額 限

が銀行休業日に当たるとときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
する期日について同じ。）。規定  
する号及び第十二号において規定  
す

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年一月十五日を支払期とし、各支払期に前六月間におる

(一) 式 次 う 一 中 日 平 領 平 利 子 を 支 払 う 。 前 六 月 間 に お る

ま ら に こ と と し 、 そ の 買 取 り は 、 支 払 う 。 前 六 月 間 に お る

ま で の 間 の 場 合 ま ら に こ と と し 、 そ の 買 取 り は 、 支 払 う 。 前 六 月 間 に お る

額 面 金 額 + 経 過 利 子 に 相 当 す ま で の 間 の 場 合 ま ら に こ と と し 、 そ の 買 取 り は 、 支 払 う 。 前 六 月 間 に お る

る 金 額 ×  $\frac{79.685}{100}$  + 第 二 期 利 子 に 相 当 す ま で の 間 の 場 合 ま ら に こ と と し 、 そ の 買 取 り は 、 支 払 う 。 前 六 月 間 に お る

相 当 す る 金 額 ×  $\frac{79.685}{100}$  ) 平 成 三 十 一 年 一 月 一 日 以 後 に お る 金 額 と ぞ れ 金 額 い 行 三 十 五 日 前 か

(二) 平 成 三 十 一 年 一 月 一 日 以 後 の 場 合 額 面 金 額 + 経 過 利 子 に 相 当 す る 金 額 - 利 子 に 相 当 す る 金 額 ×  $\frac{79.685}{100}$  × 2

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法）

（昭和二十五年法律第七十三号）

(一) 金そ買人の月をつ災十救すは指第昭へ人が養第正益する特定障害者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す  
 額れ取こ向十有た害八助る當定二和特が、信一前第五号の相続税法等の一項に規定す  
 平とぞ金とけ五すとが号法。該都百二別、死託項に相続税法第三条の四第一項に規定す  
 すれ額が国日るき発（）（）市市五十区又亡契に相続税法第二十一条の四第一項に規定す  
 るのはで債前者に生に昭のに十二をはし約規定する特二十一年法律第（）  
 。算、きのでがはしよ和区区あ二年含そたのと受益者扶養信託契約の一部を改受す  
 式次る中あ、当、る二域若つ條法みのと受益者扶養信託契約の一部を改受す  
 にのも途つ平該當救十にしての律、居きに住にはを別二十一年法律第（）  
 より区の換て成個該助二おくは十第地方すはそ含障害条による改受す  
 り分と金も三人災の年いは、九六方自る市のむ害条の者の改受す  
 算にしを、十向害行法て總當第十自治市町相。者扶四改受す  
 出応、請當一けにわ律、合該一七治市町相。者扶四改受す  
 しじそ求該年国かれ第災区市項号法（）（）村続（）扶四改受す  
 た、のす個一債かる百害と又の（）扶四改受す

## 支 所 金 利 元 支 所 場 利 元

(二) 平成三十一年一月十五日前  
平成三十一年の場合の額 + 経過利子に相当する額 - (初期利子に相当する額 ×  $\frac{79.685}{100}$  + 経過利子に相当する額)

平成三十一年一月十五日前の場面額 + 経過利子に相当する額 - (初期利子に相当する額 ×  $\frac{79.685}{100}$  + 経過利子に相当する額)